

■ 新潟地方最低賃金審議会 第6回 検討小委員会（各種商品小売業）

日 時：令和2年10月27日（火）午後2時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階

新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

ただいまから、新潟地方最低賃金審議会新潟県各種商品小売業最低賃金の必要性審議第6回小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いております。

それでは、以降の議事進行を委員長にお願いいたします。

（委員長）

ありがとうございます。それでは、新潟県各種商品小売業最低賃金の必要性の審議、これを議題として審議をいたします。

なお、本日の会議は、新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程第5条第3項に基づきまして、委員長として緊急やむを得ない場合と判断し、緊急に招集させていただきました。その手続きは、本来ならば1週間前までに招集すべきところ、一旦期日を取り消したうえで招集ということになったことは、まず深くお詫び申し上げます。

必要性の審議に関しては、昨日、報告書の取りまとめを全会一致で行ったところですが、所用で欠席をされた佐藤委員から、この報告書の内容について、一部修正を願いたいという申し出がありました。手続き的には、出席委員において全会一致で決定されたところではありますが、欠席した委員も含めまして全会一致という形で取りまとめたほうが、より最低賃金審議会本審への説得力も増すと私としては考えますので、一旦、昨日採択いたしました報告書につきましては、その決定を取り消したうえでの修正で、再度議決したいと考えております。昨日の報告書について、まず一旦撤回して再審議に付すということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議ないものと認めます。

それでは、手元に報告書、もうこれは案ではなくて報告書ということになっていますが、本日の審議会資料No.2をご覧ください。委員長発議の提案としましては、まず1ページ目の日付けを10月27日に変更します。2ページ目、当委員会は8月21日、9月8日、同15日、10月14日、26日及び27日の6回ということで、回数と日付を修正します。ここは形

式的なところであります。

そのうえで、最後の7ページでございます。大きな2の中の決議の2番、2行のところから読みますが、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会での審議は、特段の事情のない限り、1回の会議で結論を導くことを求めるというように、具体的には「べく努力する」ということを削るといふ形で考えるといひますか、委員長として提案いたしたいと思ひます。

この提案の趣旨としましては、従来から、特段の事情のない限りなるべく1回で。最低賃金審議会として、専門部会の審議を法的に縛ることはできませんので、1回しか開いてはいけないとかそういうことを申し上げることはできませんが、最低賃金審議会の要望としては、小委員会の審議は全く金額について議論していないわけではありませぬので、もう一つあるのは、やはり、決めるのであれば早めに決めないと、年内の発効は正直もう厳しいところですが、早く決めなければいけないというところもありますので、より審議事態は充実したものにすることを求めなければなりません、より短時間で集中して行ってほしいという意志を強く示すために努力すればいいのかというところを削りまして、1回の会議で結論を導くことを求める。ただ、もちろん最低賃金審議会の本審としては、会議を絶対的に縛ることはできませんので、そこは特段の事情のない限りというところで、専門部会自体の自主性というものは尊重するという形で考えております。これについてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

では、改めて、報告書ということで、現在修正を施した日付と回数と最後の点のもので、本日この後、開催されます新潟地方最低賃金協議会に報告を行うということでよろしいでしょうか。異議ないものと認めます。

この際、一言申し上げたいと思ひます。今回、必要性の審議、金額改正の必要性の有無についての審議ということで、何分未熟な私ではございますが、全会一致に向けて何とか議論をまとめたというところで、本小委員会以外の部分で、労使双方の委員、公益側もそうですけれども、個別折衝という形で非公式にいろいろ話をさせていただきました。

その中で、私も電話で話させていただいたことなので、くわしくはもう正直本当に記憶がないわけですが、特に佐藤委員には、私の言葉づかいが悪いせいで、あるいは私が不用意な発言をしたせいで誤解を与えてしまった、不快な思いにさせてしまったということは、私の不徳の致すところではありますので、委員長として深くお詫び申し上げたいと思ひます。

前回の会議では、労使双方からありなしということで、ありなしでそれぞれ条件をつけたらどうなのかとって提案をお願いしたいということでお願いしていました。事務局を通じて、私には労使双方から、ありとなしで条件をつけた案というものが出来まして、

それを踏まえまして、委員長として成案が得られるのであれば、結局どちらかに条件をつけた形しかないわけですので、それで委員長としても審議の場を確保したほうがよろしいのではないかという判断もありまして、使用者側の譲歩案に沿った、今回のような案を、委員長として考えまして、提案させてもらって、逆に必要性なしとする場合の粗々の説明は佐藤委員にも申し上げたのですけれども、くわしい内容、あるいは文案まで練って示すというところまではしなかったというところで、公平性を欠くのではないのかというお叱りを受けました。

委員長としては、公平に労使双方の意見を聞いてまとめたいという一心でそのようなことになってしまったわけですが、そのように公平性が疑われるような議事進行をしてしまったということは、結果として事実でございますので、そこにつきましても、佐藤委員をはじめ、ほかの委員の方々、公益委員の先生も含めて、委員長として深くお詫びを申し上げます。

今後は、国の委員会、記録に残すことが大切でもありますので、今後私がこのような職に任ぜられるかどうかは分かりませんが、もしそういうことがあった際には、公明正大な会議、記録が残るような会議を運営していくというところに努めて、不用意な発言というものは今後、厳に慎みたいと思いますので、今回の件はご容赦いただきたいと思います。

それでは、以上で議事は終了しました。

議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員にお願いします。

では、これで、第6回新潟地方最低賃金審議会検討小委員会（新潟県各種商品小売業）を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

確認です。10月14日、その前に同を入れたほうがいいのですか。

(委員長)

いいのではないですか。

(事務局)

前に、同が入っているのです。

(委員長)

ごめんなさい。会議の終了と言いましたが終了ではなく、引き続いてお願いします。

14日、同26日及び同27日ですね。それでよろしいですね。字句の修正がありましたら、委員長にご一任願いたいということでお願いします。

(「はい」の声)

異議なしということで認めます。

改めて、会議は終了ということにさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。